

## 台風19号の災害対応に係る水道料金の減免について

台風19号で被災した方を対象に、「令和元年11月（9月・10月使用分）」及び「令和2年1月（令和元年11月・12月使用分）」の水道料金を減免します。

### 1. 対象となる方

令和元（2019）年台風19号で家屋等が被災した方（必ず、り災証明書または被災証明書の交付を受けてください）

### 2. 対象となる水道料金

り災した建物等の後片付けに使用したため増加した水道料金（基本料金は対象となりません）

※基本的に「前年同月を基準水量とし多くなった使用水量分」を軽減します。なお、この規定による計算が困難な場合は令和元年9月（7・8月使用分）の使用水量を基準水量とします。

### 3. 申請の方法

減免を希望する方は以下のとおり申請してください

申請場所：国見町上下水道課水道係（国見町役場1階）

必要書類 申請書（国見町上下水道課水道係の窓口にあります）

り災証明書または被災証明書（写し）

減免対象の水道料金を特定できるもの（水道料金の納付書・検針票 等）

### 4. 申請期間

令和元（2019）年11月5日から令和2年（2020）年1月17日まで

### 5. お問い合わせ先

国見町役場上下水道課水道係：電話番号024-585-2997

### 6. その他

減免の対象となる料金等を減免処理の前にお支払いただいた場合は、減免分の金額を還付いたしません。